

# IFRSニュース

## Quarter 2 2018

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2018年2回目となる本号では、まず初めに、「財務報告に関する概念フレームワーク」の改訂に注目します。次に、最近IASBが公表した2つの刊行物である、IAS第19号「従業員給付」の修正及び「会計方針の変更 (IAS第8号の修正案)」のドラフトに目を向けます。その後、欧州の会計執行者がこの1年間に取り組んでいる事項に関するESMAの最近の報告書、及びEFRAGのディスカッション・ペーパー「資本性金融商品－減損及びリサイクリング」について検討します。

本IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。

本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介いたします。



# 目次

2	IASBは「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表
4	IASBはIAS第19号「従業員給付」の修正を公表
5	会計方針の変更-IAS第8号の修正案
6	EFRAGは資本性金融商品の減損及びリサイクリングに関するディスカッション・ペーパーを公表
8	ESMAは「2017年の会計執行者の執行及び規制活動」を公表
9	グラントソントン関連のニュース
11	その他のトピック-概要
14	新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日
16	コメント募集

## IASBは「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、改訂版の「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下、「概念フレームワーク」) を公表し、この領域における長期プロジェクトを完了した。「概念フレームワーク」は基準ではなく、既存の基準を直ちに変更する又は優先するものではないが、2010年に公表された従来の「概念フレームワーク」に従って会計方針を策定又は選択している企業に影響を与える可能性がある。

### 背景

「概念フレームワーク」は、一般目的財務報告の目的及び概念を記述しています。これは、主に、IASBが首尾一貫した概念に

基づいた基準を開発及び改訂するためのツールではありますが、適用される基準がない場合、又は基準が会計処理の選択を認めている場合に、企業が会計方針を策

定する必要がある際に利用されることもあります。

当初の「概念フレームワーク」は1989年に公表され、その後、何回か更新されており、前回の更新は2010年に実施されました。2010年版の「概念フレームワーク」には、財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性に関する2つの改訂された章が含まれていましたが、例えば、報告企業に関する章、又は測定若しくは財務業績の報告に関するガイダンスは含まれていませんでした。いくつかの領域におけるガイダンスが示されていないことに加え、一部の現行のガイダンスは望んだほどには明確でなかったり、又は時代遅れになっていました。

このため、2012年におけるIASBの作業計画に関する公開協議では、2010年版の「概念フレームワーク」の改訂が必要であることが明らかとなり、「概念フレームワーク」を完全に包括的な概念のセットにするために、本プロジェクトがIASBのアジェンダに追加されました。IASBは、2018年に改訂版の「概念フレームワーク」を公表する以前に、2013年にディスカッションペーパー、そして2015年に公開草案を公表することによってインプットを求めました。

#### 改訂版の「概念フレームワーク」で扱っている主な論点

改訂版の「概念フレームワーク」は現在、以下の8つの章においてより完全な概念のセットを示しています：

- 1 一般目的財務報告の目的
- 2 有用な財務情報の質的特性
- 3 財務諸表と報告企業
- 4 財務諸表の構成要素
- 5 認識及び認識の中止
- 6 測定
- 7 表示及び開示
- 8 資本及び資本維持の概念

測定、財務業績、認識の中止、及び報告企業に関するガイダンスが「概念フレームワーク」に新たに追加されています。さらに、現行のガイダンスの一部が更新されています。例えば、IASBは、忠実な表現を裏付けるために慎重性の概念を再び導入し、測定の不確実性が忠実な表現に影響を与える可能性があることを明確化しました。

また、改訂版の「概念フレームワーク」は、資産及び負債の定義といったいくつかの既存の概念の更新も行っています。両方の定義は過去においてうまく機能していましたが、新しい定義では、資産及び負債を便益の流入又は流出の観点から記述するのではなく、資産を経済的資源として、そして負債を経済的資源を移転する義務として記述することに、より焦点を当てています。

#### 結果的修正及び財務諸表作成者に与える影響

IASBは、改訂版の「概念フレームワーク」とともに、「IFRS基準における概念フレームワークへの参照の修正」を公表しました。本刊行物は、従来版の「概念フレームワーク」への参照のほとんどすべてを、2018年版の「概念フレームワークへの参照」により更新しています。IASBは、こうした参照の更新は、財務諸表作成者に影響を与えないことを確信しており、「概念フレームワーク」は基準ではなく、既存の基準の要求事項を変更又はそれらに優先するものではないことを財務諸表作成者に再確認しています。

しかし、参照の中には、更新されていない、又は2010年版の「概念フレームワーク」を継続して適用することを作成者に認めているものもあります。意図せざる帰結を避けるため、IFRS第3号に基づき企業結合の会計処理を行う場合には、2010年版の「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を適用することが、作成者に求められています。IASBは追って、財務諸表作成者に影響を与えることなく、当該参照をどのように更新できるかを検討する予定です。

また、作成者は、規制勘定残高に関する会計処理を行う際にも2010年版の「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を引き続き適用することになります。これは、IASBが近い将来、暫定基準であるIFRS第14号「規制繰延勘定」の置き換えを計画していることから、短期間に2度も規制対象資産及び負債の会計処理を変更する必要がなくなることを意味します。

#### 発効日及び経過措置

「概念フレームワーク」は、基準ではなく、既存の基準を変更する又はそれらに優先するものではありません。「概念フレームワーク」は主として、IASBが首尾一貫した概念に基づいた基準を開発する助けとなるツールです。ここ数年、IASBは、基準を開発又は改訂する際に、一部の新しい又は改訂された概念の適用をすでに開始しています。

なお、「概念フレームワーク」を使用して会計方針を策定する企業、又は他の方法でIFRS基準の修正により影響を受ける企業は、2020年1月1日から当該改訂版を適用しなければなりません。

#### グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、IASBの長年にわたる「概念フレームワーク」プロジェクトの公表を歓迎しており、従来版の「概念フレームワーク」に対して大幅な改善がなされていると考えています。私どもは、「概念フレームワーク」は、随時修正、更新されていく文書であると理解しており、資本（「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトにより扱われることになっている）及びその他の包括利益の定義等の項目に関して、さらなる作業が実施されることを期待しています。

# IASBはIAS第19号「従業員給付」の修正を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、「制度改訂、縮小又は清算 (IAS第19号の修正)」を公表した。本修正は、確定給付年金制度の変更に企業が年金費用を決定するにあたり、更新後の数理計算上の仮定を使用することを要求している。

IAS第19号「従業員給付」は、確定給付制度の改訂、縮小又は清算が生じた場合に確定給付負債又は資産の純額を再測定することを企業に要求しています。しかし、IAS第19号は、確定給付制度の変更に発生した費用の算定方法を明確に定めていませんでした。

2018年2月に公表されたIAS第19号の修正では、ある期間中に確定給付制度の改訂、縮小又は清算が生じ、これらのいずれかの取引の結果、確定給付負債又は資産の純額を再測定する際に、以下のことを企業に要求しています：

- 再測定後の当期に係る当期勤務費用及び利息純額を再測定に用いた仮定を使用して算定する。
- 残りの期間に係る利息純額を、再測定後の確定給付負債又は資産の純額に基づいて算定する。

これらの修正により、企業が確定給付負債又は資産の純額を再測定するかどうか及びいつ再測定するのかに変更が生じる可能性があります。確定給付負債又は資産の純額を再測定することが重要な影響を及ぼすかどうかを評価する場合、企業は、過去勤務費用又は清算損益に与える影響だけでなく、制度の改訂、縮小又は清算後の年次報告期間の残りの部分について、当期勤務費用及び利息純額を算定する際に、更新後の仮定を使用することによる影響についても考慮します。

## 発効日及び経過措置

これらの修正は、2019年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。

本修正では、企業が数年前に生じた制度改訂、縮小及び清算を再確認し、その当時の確定給付負債又は資産の純額を再測定することが必要となる場合があることから、IASBは本修正を遡及適用することの便益がそれに伴うコストを上回らないと判断したため、本修正は将来に向かって適用されます。さらに、IASBは、遡及適用を要求しても、有用な趨勢情報を提供しないであろうと結論付けています。

## グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、制度変更後の年次報告期間の残りの部分について、当期勤務費用及び利息純額を算定する際に更新後の仮定を使用することは、財務諸表利用者により有用な情報を提供すると考えているため、IAS第19号の修正を歓迎しています。

これらの修正により、企業が確定給付負債又は資産の純額を再測定するかどうか及びいつ再測定するのかに変更が生じる可能性がある。

# 会計方針の変更 – IAS第8号の修正案

IASBは公開草案「会計方針の変更 (IAS第8号の修正案)」を公表した。本公開草案は、IFRS解釈指針委員会 (IFRIC) のアジェンダ決定から生じる会計方針の任意の変更

IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」によると、IFRICのアジェンダ決定は、IFRS基準としての強制力を有するものではなく、強制力のある要求事項ではないものの、「有用で情報価値があり説得力のある」決定と見られ、基準の適用における首尾一貫性の増大を促進するために、説明資料が含まれています。

したがって、企業は、IFRSのアジェンダ決定の公表を受け、アジェンダ決定に含まれている説明資料を反映するために会計方針を変更する可能性があります。ただし、IFRICのアジェンダ決定は強制力のある要求事項ではないので、このような変更は任意によるものとなります。

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、変更の影響を算定することが実務上不可能である場合を除き、会計方針の任意の変更を遡及適用することを企業に要求しています。IAS第8号は現在、実務上不可能であることについて高い閾値を設定しており、「企業がある要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、適用することができない場合には、その要求事項の適用は実務上不可能である」と述べています。IASBは、このことは、財務諸表利用者に提供される情報の有用性を改善するであろう会計方針の変更を企業が採用することを思いとどまらせる可能性があると考えられています。

このため、本公開草案は、IFRS基準の適用における首尾一貫性をさらに促進するとともに、IFRICのアジェンダ決定を受けて、企業が会計方針を変更する際の負担を軽減することによって、財務報告の全体的な質を改善しようとしています。

本公開草案は、会計方針の任意の変更がIFRICのアジェンダ決定から生じる場合には、企業にとっての当該変更の期間固有の影響又は累積的影響のいずれかの算定のコストが、利用者への便益を上回る範囲で、企業は当該変更を遡及適用することを要求されないと述べることによって、こうした改善を図ることを提案しています。

IASBが提案している要求事項に基づき、予想される便益とコストの評価に関する指針を示している項が、IAS第8号に追加されることとなります。当該指針は、利用者への予想される便益の評価は企業固有の考慮事項であり、判断が必要であると示しています。なお、考慮すべき要因の例としては以下のものがあります：

- 変更の性質
- 変更の大きさ
- 財務諸表全体にわたる変更の広がり
- 変更が趨勢情報に与える影響
- 遡及適用からの乖離の程度

同様に、変更の期間固有の影響又は累積的影響を算定するための追加的なコスト及び労力を評価するにあたり、企業は特に以下のことを考慮するものとする追加の手引きが提案されています：

- 新しい会計方針を遡及適用すること、及び／又は過年度情報を修正再表示することのために必要な情報が、過大なコスト又は労力を掛けずに合理的に入手可能かどうか。
- 遡及適用からの乖離の程度。

また、本公開草案には、IFRICのアジェンダ決定の公表後に企業が会計方針の任意の変更を遡及適用しないことを選択する場合を扱うために提案されている開示要求も含まれています。例えば、企業にとってのコストが利用者への予想される便益を上回ることに至った状況、及び会計方針の変更がどのように、そしていつから適用されているかなどがあります。



# EFRAGは資本性金融商品の減損及びリサイクリングに関するディスカッション・ペーパーを公表

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、ディスカッション・ペーパー「資本性金融商品—減損及びリサイクリング」に対するコメントを募集している。

EFRAGは、資本性金融商品の保有の会計処理に関するIFRS第9号「金融商品」の要求事項は改善され得るのか、及びどのように改善され得るのかについて、欧州委員会の質問事項に対するアドバイスを行うにあたり、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品(FVOCI)に指定された資本性金融商品のリサイクリング及び減損に関する意見を聞くために本ディスカッション・ペーパーを公表しました。ディスカッション・ペーパーとしては異例なことに、EFRAGは、検討される事項に対する予備的見解を示しておらず、欧州委員会に対する技術的なアドバイスを開発する際に関係者のフィードバックを検討することになります。

EFRAGは、IFRS第9号のエンドースメント・アドバイスの中で、資本性金融商品を純損益を通じて公正価値で測定することは、長期投資を行う企業のビジネスモデルを反映しない可能性があるとする見解を示しました。また、資本性金融商品についてFVOCIオプションを選択することは、リサイ

クリングの禁止によって、長期投資を行う企業の業績が適切に反映されない可能性があることから、これらの企業により選択される可能性は高くないだろうと考えられていました。したがって、本ディスカッション・ペーパーは、長期投資のビジネスモデルの観点からリサイクリングの目的適合性を分析し、認識の中止時における利得及び損失のリサイクリングと減損との概念的な関連性についての見解を示しています。

例えば、本ディスカッション・ペーパーでは、(純損益に認識される)受取配当金及び資本性金融商品の売却による処分時における利得の両方は、当該金融商品の公正価値の実現とみなすことができるため、リサイクリングは、純損益の目的適合性及び忠実な表現を高めることがあると主張されています。また、利得及び損失がFVOCIモデルに基づきリサイクリングされる場合に減損モデルが必要となる理由についても検討されています。

提起された議論の一つは、IFRS基準のほとんどが、純損益を通じて公正価値で評価されない資産について何らかの減損評価を要求するため、他のIFRS基準と整合するかということです。

また、本ディスカッション・ペーパーは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」における売却可能な資本性金融商品に対して減損モデルを使用する際に直面した一部の適用上の問題に対処するため、以下の2つの異なるアプローチについても検討しています：

- 減損モデル
- 再評価モデル

なお、3つ目のモデルも導入されていますが、それはまだ開発段階にあります。

## 減損モデル

この減損モデルは、IAS第39号における売却可能区分に分類された金融商品と同様のモデルとなりますが、主観性を減少させることを目的としたガイダンスを追加しています。

IAS第39号では、「資本性金融商品に対する投資の公正価値が取得原価を著しく下回る又は長期にわたる下落も、減損の客観的な証拠である」と述べられています。しかし、「著しい又は長期にわたる(significant or prolonged)」という言葉は、さまざまな解釈が可能であり、実務の不統一が生じていました。

そのため、本ディスカッション・ペーパーは、これらの文言の主観性を減少させるために以下の考え得る3つの方法を提案しています：

- 1 IFRS基準に具体的に定義した閾値を導入する。
- 2 「著しい」及び「長期にわたる」の両方に対して定量的な閾値を設定することを企業に求める。
- 3 上記の2つを組み合わせる(IFRS基準において、両方の文言に対して上限を設定し、企業がその範囲内の閾値を選択する)。

## 再評価モデル

再評価モデルでは、資本性金融商品は、財政状態計算書において公正価値で計上されるとともに、以下のことが行われます：

- 当初取得原価を下回る公正価値の変動（価値の下落及び事後的な回復の両方）を純損益に認識する。
- 当初取得原価を上回る公正価値の変動をその他の包括利益に認識する。

再評価モデルは、減損の評価における判断の余地を完全に排除し、考え得る客観性と比較可能性の欠如に関する懸念を払拭することとなります。しかし、公正価値の下落が、発行体の経済状態の不利な変更によるものか、その他の公正価値の下落によるものかの区別については取り上げられていません。いずれの場合でも、純損益におけるボラティリティは排除されません。

## 「戦略投資」アプローチ

本ディスカッション・ペーパーは、FVOCIで会計処理される資本性金融商品に対して、その種類別に異なるアプローチを使用することを要求する「戦略投資」アプローチについて簡単に触れています。区分を定義する方法を検討するにあたって、規準の一

つとして投資の目的が考慮されました。前述した通り、EFRAGは、主として、戦略投資の区分を導入することは、過度な判断及び複雑性を生じる可能性があることに対する懸念から、このアプローチのさらなる開発は行っていません。

### その他の事項

本ディスカッション・ペーパーは、減損モデル及び再評価モデルの両方に関連する以下の事項についても検討しています：

- 事後的に公正価値が回復した場合の取扱い
- 減損損失の認識について、定量的なトリガーではなく、反証可能な推定を使用すること
- モデルを適用する際の会計単位
- ヘッジの要求事項との相互関連性及び外貨換算レートの変動の影響
- 減損テストのタイミングと期中報告との関係

EFRAGは、2018年5月25日まで本ディスカッション・ペーパーに対するコメントを募集しています。



# ESMAは「2017年の会計執行者の執行及び規制活動」を公表

欧州証券市場監督局 (ESMA) は、報告書「2017年の会計執行者の執行及び規制活動」を公表した。本報告書には、過去1年間のESMA及び欧州経済領域 (EEA) における会計執行者の活動、並びに企業報告のための単一ルールブック (下記参照) の策定に関するESMAの取組みについての概要が示されている。

執行者は、欧州レベル及び各国レベルの両方で、規制市場に上場する企業の財務情報が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかを検証しています。本報告書は、これらの活動の概要と定量的情報の両方を示しています。

さらに、ESMAは、2017年に公表されたEFIガイドライン (財務情報の実施に関するガイドライン) の選択された側面についてピア・レビューを実施しました。

## 2017年の財務情報の実施

欧州執行者は、IFRS財務諸表を作成するすべての上場企業のうち、約19%に相当する1,141社の上場企業の期中及び／又は年次財務諸表をレビューしました。

事前審査の数 (多くの場合に欧州執行者からのより多くの資源を得ることが求められる) は、25社増加して136社に対して実施されました。一方、事後審査により、IFRSからの大幅な乖離に対処するために、328社に対して措置が講じられました。この措置の割合 (つまり、事後審査により措置の対象とされる企業) は27%から32%に増加し、主な不備として以下が示されました：

### • 財務諸表の表示

識別された不備の例には、「営業活動」又は「経営成績」と呼ばれる小計から営業活動の性質 (operating nature) を持つ項目を除いて、「異常項目」として小計に名称を付すこと、又は当該項目が過去の期間に影響を与えた及び／又は将来の期間に影響を与えることが予想される場合には当該項目を非経常的として表示することが含まれていた。

### • 非金融資産の減損

### • 金融商品の会計処理

識別された不備の例には、IFRSにおいてガイダンスが示されていない又は不明瞭なガイダンスしか示されていない金融商品について会計方針を開示していないこと、当該金融商品の主な特徴に関する情報が示されていない又は一般的若しくは定型的な情報しか示されていないこと、及び特定の金融商品の不正確な分類が含まれていた。

ESMA及び欧州執行者が困難が生じる原因として挙げたその他の領域には、セグメント情報、その他の包括利益から純損益への項目の振替 (リサイクリング)、1株当たり利益及び代替的業績指標 (APM: Alternative Performance Measures) が含まれる。

また、ESMAと欧州執行者は、2017年に、2016年の年次財務諸表に関して共通して優先する執行事項として識別された以下の領域におけるIFRSの遵守状況を確認するため、204社の財務諸表の検証も行いました：

- 1 財務諸表の表示
- 2 資本性金融商品と金融負債の区別
- 3 非金融機関の財務諸表においてIFRS第9号「金融商品」が及ぼすと予想される影響に関する移行についての開示

結果的に、76の執行措置が56社に対して講じられました。



### 欧州委員会が共通して優先する執行事項

直近の財務諸表に関して、ESMA及び他の欧州執行者の優先事項は以下に焦点を当てています：

- 1 新基準 (IFRS第9号及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」) が及ぼすと予想される影響に関する開示
- 2 IFRS第3号「企業結合」
- 3 財務活動から生じる負債の調整など、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に関連する特定の事項

さらに、ESMA及び欧州執行者は、財務業績の表示、プレグジットの影響に関する開示、並びに非財務情報及びAPMの開示など、その他の論点が評価されることになると述べています。

また、ESMAは、新基準であるIFRS第9号及びIFRS第15号の適用による影響に関する開示の透明性及び有効性の度合いを評価するにあたり、IFRSに準拠した2016年の年次財務諸表及び2017年の期中財務諸表に関する実情調査 (fact-finding exercise) にも着手しました。この発見事項は、企業がこれらの基準を適用する際の有用な参照基準になると思われます。

### 会計基準設定への取り組み

ESMAは、引き続き会計基準設定プロセスに積極的に取り組んでいます。IASB及びEFRAGの作業に取り組むことに加えて、ESMAは、欧州における単一の電子的フォーマット (ESEF: European Single Electronic Format) に関する作業を完了し、規制技術基準 (RTS: Regulatory Technical Standard) のドラフトをエンドースメント手続のため、欧州委員会に提出しました。最終報告書は、2017年12月18日に公表されました。

### 2018年の作業プログラム

ESMAは、報告書の中で、通常の活動の他に、説明的な報告及び経営者の報告書 (特に代替的業績指標 (APM) を含む非財務情報に関するもの)、並びに電子的報告に関する監督上のコンバージェンスへの取り組みを開始することを目指すと述べています。

さらに、ESMAと欧州執行者は、新基準であるIFRS第9号及びIFRS第15号に関する共通の監督上のアプローチ及び執行上の実務の推進にも取り組んでいます。また、IFRS第17号「保険契約」に関する欧州のエンドースメント手続及びIFRS基準の大規模な変更を提案しているIASBのその他の協議にも取り組もうとしています。

## グラントソントン・ウガンダがコーポレート・ガバナンス賞を授与



グラントソントン・ウガンダは、Institute of Corporate Governance of Uganda (ICGU) と協力して、初めてのコーポレート・ガバナンス賞を授与する。

ICGUは、以下の事項によるベストプラクティス及び最高水準の倫理的行動の普及・伝播を通じたウガンダにおけるコーポレート・ガバナンスを促進しています：

- 会員の増強
- 研修
- 技術的支援
- 刊行物
- コーポレート・ガバナンスに対する一般の感受性を高めること

ICGUとグラントソントンが2018年5月17日に授与する賞は、ウガンダ及びより広範な地域における企業のコーポレート・ガバナンス原則への遵守を表彰するものです。

表彰式を執り行うにあたり、グラントソントン・ウガンダのマネージング・パートナーであるAnil Patellは、非効率的なコーポレート・ガバナンスの実務は、政府、株主、従業員及び地域社会など、さまざまな利害関係者の利益を損なうことにつながるとする自身の考えを示しました。ICGUは、これらの賞の導入が、すべての企業がコーポレート・ガバナンス戦略を改善することを促し、それにより経済及び地域社会全体に役立つことを望んでいます。

## グラントソントンのシニアマネージャーがNational Committee of Accounting Standardsの代表に選任



グラントソントン・ポーランドのシニアマネージャーであり、ポーランドの会計士協会にも勤務する Dawid NapierałaがNational Committee of Accounting Standardsの代表に選任された。

National Committee of Accounting Standardsは、財務省のもとで事業活動を行っており、国内の会計基準の首尾一貫性及び国際文書のレビューの作成に対する責任を負っています。

## グラントソントン・ウクライナが「ACCA認可雇用者 (ACCA Approved Employer) – 専門能力開発」賞を受賞



グラントソントン・ウクライナは英国勅許公認会計士協会 (ACCA) のメンバーに対する継続的な人材育成機会の提供に関する取組みについて表彰された。

この賞は、雇用主による専門職員の研修及び育成の質を評価し表彰するものです。

## 金融商品の専門家による支援グループの設立

グラントソントンにおける金融商品の専門家による支援グループ (FISSG) が、ネットワーク全体の金融商品の領域における首尾一貫した、かつ、高品質なIFRSの適用を促進するために設立された。

FISSGは、メンバーファームが各々の金融商品の会計上の論点を公開討議するための場を提供しています。また、IASBが公表した協議文書を含め、選択された論点に関するグローバルIFRSチームへのインプットも提供しています。本IFRSニュースでは、カナダのメンバーファームの代表にスポットライトを当てましょう。

### Joe Brinkman



Joe Brinkmanは、カナダのメンバーファームであるグラントソントンLLPIにおけるNational Professional Practice Groupのプリンシパル兼実務支援ディレクターであり、保証業務に関して30年以上の経験を有しています。

Joeは、バンクーバーに所在し、実務支援として会計及び監査基準に関する保証業務及びアドバイザーサービス(全国的な会計に係る問題についての相談及び助言を含む)を提供しています。複数の会計の枠組みにおける金融商品の会計処理に関する豊富な経験を有しており、金融負債が資本かの分類、複雑な融資契約の会計上の影響、及びヘッジ会計の適用など、複雑な論点を扱っています。Joeは、会計及び財務報告アドバイザー業務並びに会計専門家としての報告書作成業務を主導し携わっています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの金融商品ワーキング・グループ (FIWG) 及び金融商品の専門家支援グループ (FISSG) にも参加しています。

# その他のトピック – 概要

## IASB

### その他のIASBの刊行物

2ページから5ページで取り上げている通り、IASBは、改訂版の「概念フレームワーク」、IAS第19号の修正及び会計方針の変更に関する公開草案を公表しました。加えて、IASBは以下を公表しました：

- 共通支配下の企業結合に関するIASBのプロジェクトの範囲に関するウェビナー
- IFRS第17号「保険契約」における集約のレベル及び契約上のサービス・マージン(CSM)の純損益における認識に関する2つのウェビナー
- 2つの「Investor Updates」
- 2018年1月1日現在で公表されているすべての基準書等を掲載した2018年の「Red Book」

### 保険契約に関する移行リソースグループが最初の技術的な会議を開催

2017年第4四半期のIFRSニュースで取り上げた通り、Grant Thornton UKのVasilka BangeovaがIASBの保険契約の移行リソースグループ(TRG)に任命されました。TRGは、IFRS第17号「保険契約」が2021年1月1日から強制適用となる前に、適用上の問題を識別し、解決する助けとするために設立されました。TRGは最初の技術的な会議を開催し、以下を含むテーマについて検討しました：

- カバー単位に関する質問
- 保有する再保険契約
- 契約の境界線、及び保険から構成要素を分離すべきかどうか

今回のTRGの会議は、5月2日に予定されています。

## 米国

### 超インフレ経済 – IPTFがウォッチ・リストを更新

米国の監査品質センターの国際実務タスクフォース(IPTF)は、超インフレに陥っている可能性のある国に関するウォッチ・リストを更新しました。

US GAAPでは、超インフレ経済は3年間の累積インフレ率が100%又はそれ以上である経済とされています。US GAAPの要件はIFRS(IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」では、超インフレが生じるとみなされる絶対値を定めていませんが、超インフレを示唆しう特徴のリストを提供しています)とは異なっています。とはいえ、3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は100%を超えているというのはIFRSにおける超インフレの強力な指標であるとみなされるため、IPTFの指摘事項は目的適合性があると考えられます。2017年11月の会合からの注記(<https://www.thecaq.org/discussion-document-monitoring-inflation-certain-countries-november-2017>で入手可能)において、IPTFは以下の見出しの下、国々を列挙しています：

- 1a 3年間の累積インフレ率が100%を超えている国
- 1b 予測される3年間の累積インフレ率が100%よりも大きい国
- 2 近年、3年間の累積インフレ率が100%を超えている国。ただし、直近1年間(暦年)における3年間の累積インフレ率は70%から100%である国
- 3 直近3年間の累積インフレ率が個別の期間においてインフレの急激な悪化後に100%を超えている国
- 4 3年間の累積インフレ率が70%から100%であるか、直近1年間(暦年)においてインフレ率が著しく上昇した(25%あるいはそれ以上)、又は当年度の予想インフレ率が著しく上昇している国

IPTFは、当該リストは網羅的なものではなく、3年間の累積インフレ率が100%を超えている国又は監視対象となる国が追加される可能性があるとして指摘しています。これは、例えば、当該リストの編集に使用されたソースにすべての国々のインフレのデータ又は現在のインフレのデータが含まれているわけではないからです(例えばシリア)。さらに、国際通貨基金(IMF)に加盟していない国々は考慮されていません。

## 欧州

### 欧州委員会は持続可能な金融に関するアクションプランを公表

欧州委員会が設置した持続可能な金融に関するハイレベル専門家グループ(HLEG: High-Level Expert Group)は、持続可能な投資を支える金融システムに関する戦略的提言を示した最終報告書を公表しました。これを受け、欧州委員会は現在、金融システムにおけるすべての関係者を対象とするさらなる作業及び次なるアクションのためのロードマップを示した持続可能な金融に関するEUの戦略を提案しています。

会計に関して、本アクションプランには以下の事項が含まれています：

- 非財務報告指令(Non-Financial Reporting Directive)を含む企業報告に関するEU法の適合性チェック(fitness check)を実施し、上場企業と非上場企業に対する報告要求が目的に適合しているかどうかを評価する。
- 金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言と整合した気候関連情報の開示方法について企業に追加的なガイダンスを提供するため、2019年第2四半期までに非財務情報に関するガイドラインを改訂する。
- 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)において欧州企業報告ラボ(European Corporate Reporting Lab)を2018年第3四半期までに設置する。
- 適切な場合には、新しい又は改訂されたIFRSが持続可能な投資に与える影響を評価することをEFRAGに依頼する。
- 基準が欧州の公共の利益に反する場合に、IFRSの適用プロセスにおいて基準の具体的な修正をどのように行うことができるかを(国際会計基準規則の関連する側面についての適合性チェック評価の一環として)検討する。

### 欧州委員会が報告(Public Reporting)に関する「適合性チェック」を開始

欧州委員会は、協議文書「企業による報告に関するEUの枠組みの適合性チェック」を公表しました。この文書は以下に関するセクションを取り上げています：

- EUの報告の枠組み全体の適合性の評価
- すべての企業に適用されるEUの財務報告の枠組み(会計指令：クロスボーダー活動、SME、及び当該情報の内容)
- 上場企業向けのEUの財務報告の枠組み(IAS規則、透明性指令)
- 銀行及び保険会社向けのEUの財務報告の枠組み(部門別会計指令)
- 非財務報告の枠組み(非財務報告指令、採取産業及び伐採産業に関する国別の報告並びに統合報告)
- デジタル化における課題

特に関心を集めるのは、EUのエンドースメント手続の適切性及びこれが持続可能性及び長期投資を妨げる可能性があるかどうかに関して関係者に意見を求めた「上場企業向けのEUの財務報告の枠組み」のセクションです。また、IFRSの修正(「欧州」)版の方が好まれるかどうかについても関係者に質問しています。これらは、世界各国の企業間での比較を可能にする真の国際的な基準のセットとして、IFRSの適用状況にマイナスの影響を与えることがあるため、欧州以外の国にも影響をもたらす可能性がある質問です。

また、本協議は、統合報告フレームワークを推奨するかどうか及びデジタル化における課題の対処方法など、一層の注目を集めている事項を検討している他のいくつかのセクションの観点からも興味深いものとなっています。

欧州委員会は、2018年7月21日までコメントを募集しています。

### EFRAGが今後のアジェンダに関する意見を募集

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、リサーチ活動についての戦略的な方向性に関する公開協議を公表しました。

EFRAGは、2015年に前回のアジェンダ協議を実施しました。その際にアジェンダに追加されたプロジェクトは、2018年に最終段階に到達します。そのため、EFRAGは、どのリサーチ・プロジェクトをアジェンダに追加すべきかについて、関係者の見解を見極めようとしています。

本コンサルテーションは、潜在的なプロジェクトとして以下の事項を挙げています：

- 無形資産に関するより良い情報
- 仮想通貨
- 認識の中止
- 取引関連コスト
- 変動支払及び条件付支払

さらに、EFRAGは、リサーチ活動全般がIASBの作業、特に個々のプロジェクトに与える影響をどのように立証しうるかについての意見を求めています。

EFRAGは、2018年6月1日まで関係者からのインプットを募集しています。



## 欧州(続き)

### EFRAGがのれんのディスカッション・ペーパーに関するフィードバック・ステートメントを公表

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、昨年、のれんの減損テストに関するディスカッション・ペーパーを公表し、のれんの減損テストを改善し得るかどうか(それをどのように達成し得るかについての提案を含む)を質問しました。

現在公表されているフィードバック・ステートメントは、のれん及び減損のリサーチ・プロジェクトから生じる将来のIASBの提案に対応する際に使用される関係者から受け取った回答についての概要を示しています。

このフィードバック・ステートメントには、のれんの減損テストが実際に改善される可能性があり、将来のリストラクチャリングを使用価値の算定に織り込むこと及び税引後の割引率を使用することを認める提案について、回答者は、現在の要求事項の複雑性及び適用にかかるコストが削減されると考えていることから、両提案を歓迎していると示されています。しかし、その他の提案に対する支持はさほど集まっておらず、関係者は、将来の変更に関する費用対効果の分析についても求めています。

## 銀行

### ワールド・ゴールド・カウンシルが金の会計処理方法に関するガイダンスを公表

ワールド・ゴールド・カウンシルは、ペーパー「貨幣用金の会計処理において提案された実務に関する通貨当局のためのガイダンス」を公表しました。本ペーパーにおけるガイダンスに強制力はありませんが、貨幣用金(主として、外貨準備として通貨当局が保有している金)に対する共通の会計の枠組みを設定することを目指しています。また、貨幣用金はすべての中央銀行において同様の理由により保有されており、したがって、中央銀行による貨幣用金の保有についての会計処理及び報告に対して単一の方法が存在することは適切であるように思われるとも述べられています。

## アフリカ

### 17の西アフリカ及び中央アフリカの国々がIFRSを採用

アフリカ商事法調和化機構(OHADA: Organisation for the Harmonisation of Corporate Law in Africa)は、加盟国の上場企業又は公的説明責任を負う会社がIFRS基準の適用を開始するための要求事項を導入しました。この要求事項は、2019年1月1日における連結財務諸表に対して発効されます。

これらの企業がIFRS基準の適用を開始するものとする要求事項は、2017年にOHADAの閣僚会議が採用した新しい統一会計法(Uniform Act on Accounting Law and Financial Reporting)の一部です。非上場企業又は公的説明責任を負う会社は、IFRS基準を適用することを認められていますが、要求されていません。

OHADAは、投資を呼び込み、成長を促進するためのより良い風土を作り出していくことによって、西アフリカ及び中央アフリカの経済成長を促すべく設立されました。OHADAは、企業法を採用するとともに、当該法律を施行するための機関を設置しました。

OHADAの加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ共和国、ニジェール、コンゴ共和国、セネガル及びトーゴです。

## 保険

### EFRAGがIFRS第17号の説明文書を公表

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、IFRS第17号「保険契約」に関する3つの概要説明文書を公表しました。

本文書は、IFRS第17号における集約レベル、契約上のサービス・マージン(CSM)の公表及びIFRS第17号の経過措置について検討しています。

本文書は、EFRAGが近く公表するであろうエンドースメント・アドバイスのドラフトについて、論点を理解しやすくし、コメントできるようにするために、IFRS第17号において見解の分かれる領域に関して単純化した情報を提供することを目的とするものです。

# 新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2017年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

## 2017年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第17号	保険契約	2021年1月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRS基準における概念フレームワークへの参照の修正	2020年1月1日	可(ただし、すべての修正を適用する必要がある)
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	可
IFRS第9号	負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第12号/ IAS第23号/ IFRS第3号/ IFRS第11号	IFRSの年次改善2015-2017年サイクル	2019年1月1日	可
IAS第19号	制度改訂、縮小又は清算 (IAS第19号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第40号	投資不動産の振替	2018年1月1日	可
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	可
IFRS第1号/ IFRS第12号/ IAS第28号	IFRSの年次改善2014-2016年サイクル	2018年1月1日 ただし、IFRS第12号の修正は2017年1月1日から適用される	IAS第28号 - 可



## 2017年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS第9号の一時的免除は2018年1月1日以降の会計期間に適用される</li> <li>上書きアプローチは企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される</li> </ul>	N/A
IFRS第9号	金融商品 (2014年)	2018年1月1日	可 (広範な経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
N/A	実務記述書第2号:「重要性の判断の行使」	2017年9月14日	不可
IAS第7号	開示に関する取組み (IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正)	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IFRS第10号及びIAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは2016年1月1日であった)	可
N/A	財務報告に関する概念フレームワーク	直ちに適用される	

\* 「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

## コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、IASBが公表したすべての公開草案及びディスカッションペーパーにコメントを提出していくことを目指しています。

### 現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	会計方針の変更 (IAS第8号の修正)	2018年7月27日



**Grant Thornton**  
An instinct for growth™

[www.grantthornton.global](http://www.grantthornton.global)

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド (GTIL) とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。